

認定スキーム文書  
(ASNITE-Product (Textile Exchange) )

(第2+版)

2021年XX月XX日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター

## 目次

1. 認定スキーム名称及び認定スキームオーナー.....	3
2. このプログラムの目的.....	3
3. 製品認証システムに関する説明.....	3
4. 本プログラムの運用開始日.....	4
5. このプログラムが対象とする適合性評価機関の種類.....	4
6. 適用する認定要求事項に関する説明.....	4
7. 認定の対象となる適合性評価機関が遵守すべき事項.....	5
8. このプログラムを実施するにあたり、IAJapan が遵守する事項.....	5
9. この認定スキームを審議する委員会.....	5
10. 認定の対象とする範囲.....	5
11. 認定周期.....	6
12. 審査の種類.....	6
13. 現地審査の実施周期.....	6
14. 審査に用いる技法.....	8
15. 審査に関すること.....	8
16. 認定通知の方法及び認定情報の公表.....	14
17. 認定シンボルのライセンス付与に関する事項.....	15
18. 手数料に関すること.....	15
19. 苦情及び異議申立て.....	15
20. 認定の一時停止、取り消し.....	15
21. 認証スキームオーナーによる確認.....	15
22. 認定活動状況の認証スキームオーナーへの報告.....	16

## 認定スキーム文書 (ASNITE-Product(Textile Exchange))

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(以下「IAJapan」といいます。)は、Textile Exchange が運営している認証制度(繊維に関する製品や原材料の内容がサステナブルであるという主張の妥当性を第三者によって保障する制度)に基づいて、製品認証活動を行う認証機関を認定するための規則及びプロセスを規定した認定スキームを以下のとおり定めます。

なお、当該認定スキームの開発、採用及び文書化は ISO/IEC 17011:2017 箇条 4.6.1 に基づき認定機関に要求されているものです。

### 1. 認定スキーム名称及び認定スキームオーナー

認定スキーム名称は、「Textile Exchange 認証制度に係る製品評価技術基盤機構認定制度製品認証機関認定プログラム」(以下「ASNITE-Product(Textile Exchange)」)といいます。)とし、認定スキームオーナーは、IAJapanとします。

### 2. このプログラムの目的

本プログラムは、Textile Exchange が運営する認証システムである「Textile Exchange 認証制度」に基づいて製品認証活動を行う認証機関が、製品認証活動を遂行する十分な能力をもつ信頼できる機関であることを確認し、認定することを目的としています。

認定は、認証機関の法的地位、独立性、公平性、機密保持、組織運営機構、要員・施設・設備等の資源、認証プロセス、マネジメントシステム等が認定要求事項を満足していることを確認し、それらに基づいて適切な運営が行われていることを書類審査、現地審査等により審査することを通じて行います。

ASNITE-Product(Textile Exchange)の認定を取得しようとする製品認証機関(以下「申請機関」といいます。)又は認定された製品認証機関(以下「ASNITE 製品認証機関」といいます。)(以下、両者をまとめて記述する場合は「申請機関等」といいます。)は、国際整合性の観点から Textile Exchange の要求事項、IAF(International Accreditation Forum: 国際認定機関フォーラム)及び APAC(Asia Pacific Accreditation Cooperation: アジア太平洋認定協力機構)の相互承認取決(MLA)の要求事項に従わなければなりません。適用される認定要求事項の詳細は 6. に示してあります。

### 3. 製品認証システムに関する説明

「Textile Exchange 認証制度」は、Textile Exchange が提供する証明書制度です。

Textile Exchange は繊維に関する製品や原材料の内容がサステナブルであるという主張の妥当性を第三者によって確認できるようにするための規格(Content Claim Standard (CCS)等)を開発するとともに、これらの規格に基づく認証制度の運用も行っています。

この制度では、繊維製品の原料から最終製品に至るまでの各種工程で、製造業者、ブランド及び小売業者、取引業者が生産・加工・流通過程の管理を適切に行っているのかを、Textile Exchange の承認する認定機関から認定を受けた認証機関が CCS 等の規格に基づいて、各工程の取引業者

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

単位で評価し、認証し、認証書(Scope Certificate)を発行します。取引業者は、この認証書の範囲での製品を取引する際に、認証機関による文書や在庫の確認を経て取引証明書(Transaction Certificate)の発行を受けることができます。取引相手はこの取引証明書によって、自身が受領した製品が認証された生産・加工・流通過程によって管理されていることを確認することができます。各サプライチェーンがこの取引証明書を取引時に用いることで、繊維製品の原料から最終製品に至るまでの信頼性が担保されることとなります。

詳細な製品認証システムに係る Textile Exchange のルール等については、6. (2)の製品認証システム文書を参照してください。

#### 4. 本プログラムの運用開始日

2020年7月31日

#### 5. このプログラムが対象とする適合性評価機関の種類

製品認証機関

#### 6. 適用する認定要求事項に関する説明 (ISO/IEC 17011:2017 7.1)

IAJapan は対象となる適合性評価機関の認定には、以下の要求事項を適用します。(版数又は発行年の記載のないものは、移行措置等がない限り、常に最新版が適用されます。)

##### (1) 認定基準

ISO/IEC 17065:2012 (JIS Q 17065:2012 を含む。)

##### (2) 製品認証システム文書

Accreditation and Certification Procedures for Textile Exchange Standards (以下「ACP」といいます。)及び関連文書 (<https://textileexchange.org/integrity/>)

##### (3) 適用する IAJapan 方針文書、手順書等

ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21) (以下「認定の一般要求事項(PCRP21)」)といっています。)

##### (4) 適用する国際機関文書

IAF ML2 (General Principles on the Use of the IAF MLA Mark)

IAF MD4 (IAF Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Auditing/Assessment Purposes)

IAF MD12 (Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries)

##### (5) 適用する地域機関文書

APAC TEC4-001 (Guidance on the Description of the Scope of Accreditation for Product Certification)

##### (6) その他、適用する規格、規正文書(該当する場合)

該当なし

7. 認定の対象となる適合性評価機関が遵守すべき事項 (ISO/IEC 17011:2017 8.2.1 b))

- (1) 適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)に定める事項
- (2) 認定の一般要求事項(PCRP21)に定める事項
- (3) 認定契約書に定める事項(認定の授与後に限ります)

8. このプログラムを実施するにあたり、IAJapan が遵守する事項(ISO/IEC 17011:2017 8.2.1 a))

IAJapan の権利及び義務(UIF01)に定め、IAJapan Web サイトで公表しています。

9. この認定スキームを審議する委員会

- (1) ASNITE 製品認証機関技術委員会
- (2) 委員会の構成

有識者、直接的利害関係者(製品認証機関)、認定スキームオーナー(IAJapan)、間接的利害関係者(適合性評価制度を利用する事業者及び/又はユーザー)

10. 認定の対象とする範囲(ACP C1.2.9)

Textile Exchange 分野認定区分一覧

区分の名称		国際規格の番号、名称		
分野	認定区分	プロセス Primary Scope (対象 国)	プロセス Secondary Scope (対象 国)	
Textile Exchange 分野	Organic Contents Standard (OCS)	初期加工業者( <a href="#">First Processors</a> ) (日本)	サプライチェーン (日本及び中国)	
	Recycle Claim Standard (RCS)	<a href="#">マテリアルリサイクル</a> —( <a href="#">Material Recyclers</a> ) (材料回 収/分別業者含む) (日本)	サプライチェーン (日本及び中国)	
	Global Recycled Standard (GRS)	<a href="#">マテリアルリサイクル</a> —( <a href="#">Material Recyclers</a> ) (材料回 収/分別業者 (日本)含む)	サプライチェーン (日本)	
	Responsible Down Standard (RDS)	認定対象としない	サプライチェーン (日本及び中国)	
				Textile Exchange – Organic Content Standard including Textile Exchange –Content Claim Standard
				Textile Exchange – Recycled Claim Standard including Textile Exchange –Content Claim Standard
				Textile Exchange – Global Recycled Standard including Textile Exchange –Content Claim Standard
				Textile Exchange – Responsible Down Standard (Supply Chain Certification) including Textile Exchange –Content Claim Standard

表の書式変更

<a href="#">Responsible Animal Fiber (RAF)</a> <del><a href="#">Responsible Wool Standard (RWS)</a></del>	認定対象としない	サプライチェーン (日本及び中国)	Textile Exchange - Responsible Wool Standard (Supply Chain Certification) <a href="#">Textile Exchange</a> - Responsible Mohair Standard (Supply Chain Certification) <a href="#">Textile Exchange</a> - Responsible Alpaca Standard (Supply Chain Certification) including Textile Exchange -Content Claim Standard
--	----------	----------------------	--

11. 認定周期 (ISO/IEC 17011:2017 7.9.1)

認定周期は 4 年間とします。

12. 審査の種類 (ISO/IEC 17011:2017 7.9.2 及び 7.9.3 )

IAJapan が認定の対象となる適合性評価機関に対して行う審査の種類は以下のとおりです。

(1) 初回認定審査

「6. 認定要求事項」の全ての要求事項の適合状況を確認する審査のことをいいます。

(2) 認定維持審査

「6. 認定要求事項」の一部の要求事項の適合状況を確認する審査のことをいいます。

(3) 再認定審査

「6. 認定要求事項」の全ての要求事項の適合状況を確認する審査のことをいいます。

認定周期が終了する 9 か月から 6 か月前までに再認定申請を付けて行います。

(4) 追加審査(同一認定区分内の認証対象規格の追加にも適用) ※1

「6. 認定要求事項」の追加申請に係る全ての要求事項の適合状況を確認する審査のことをいいます。

(5) 臨時審査

必要に応じて行う、「6. 認定要求事項」の全て又は一部の要求事項の適合状況を確認する審査のことをいいます。

13. 現地審査の実施周期 (ISO/IEC 17011:2017 7.9.2、7.9.3 及び 7.10 並びに ACP C4.6.4 及び 4.6.5)

(1) 初回認定審査の実施時期

初回認定審査は申請受付時又は受付後に IAJapan が審査工数を見積ります。IAJapan は最短で 2 ヶ月後を目安に現地審査を開始しますが、書類審査や訪問先の調整等の進捗状況を考慮して実際の現地審査開始日を決定します。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(2) 認定維持審査の実施時期

① 一認定周期内の認定維持審査の現地審査は、認定周期中に①を含めて3回実施することとし、再認定審査の現地審査又は前回の認定維持審査の最終日から12か月以内に開始します。

なお、認定維持審査は現地審査を伴わない遠隔審査による実施も可能としますが、再認定審査の現地審査も含めて少なくとも24か月に1回は現地審査が行われる形で実施します。

② ただし、初回認定後1回目の認定維持審査に限っては、初回認定日から12ヶ月以内又は現地初回認定審査を実施した初日から24ヶ月以内のいずれか早い期日までに現地審査を開始します。

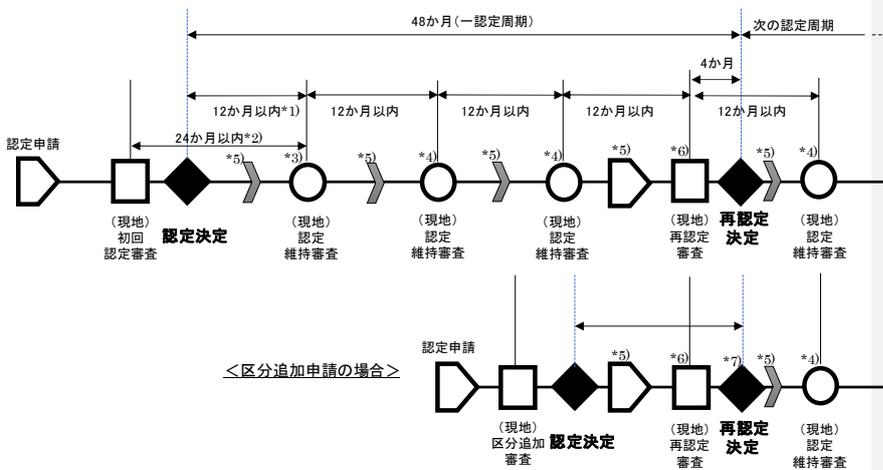
(3) 再認定審査の現地審査の実施時期

再認定審査の現地審査は、(2)の3回目認定維持審査の現地審査の最終日から12か月以内に現地審査を開始し、かつ、認定周期が終了する原則4か月前までに現地審査を終了するように行います。

(4) 追加審査及び臨時審査の現地審査の実施時期及びその取扱い

追加審査又は臨時審査の現地審査は申請受付の2ヶ月後を目安に実施します。

<初回認定申請から再認定決定までの周期の考え方>



- 備考
- \*1) 初回認定審査の最終日から認定の決定が12ヶ月以内の場合
  - \*2) 初回認定審査の最終日から認定の決定が12ヶ月を超える場合
  - \*3) 初回認定後1回目の認定維持審査の実施時期は\*1)又は\*2)のいずれかの早い期日に実施。
  - \*4) 2回目以降の認定維持審査は遠隔審査による実施も可能。ただし、少なくとも24か月に1回は現地審査を含むように実施。
  - \*5) 認定維持審査、再認定審査の申請は、現地審査実施予定日の64ヶ月前までに申請。

- \*6) 認定維持審査(\*3)の現地審査を除く)の現地審査の最終日から 24 か月以内に現地審査を開始し、かつ、認定周期が終了する原則 4 か月前を目途に現地審査を終了。
- \*7) 認定決定以降は、もとの認定周期と同一の周期で実施。

#### 14. 審査に用いる技法 (ISO/IEC 17011:2017 7.4.4 及び 7.6.1)

IAJapan は以下に示す審査技法を組み合わせることで認定のための審査を実施します。詳細は認定の一般要求事項(PCR21)(7 審査の項)に記載しています。

##### (1) 現地審査前に実施する審査

- 書類審査(文書レビュー、質問/回答の要求)
- 記録審査(ファイルレビュー)
- 遠隔審査

##### (2) 現地審査において実施する審査

- 書類審査(文書レビュー)
- 記録審査(ファイルレビュー)
- 立会審査(認証活動の審査、認証機関による下請負機関の審査など(該当する場合)、Textile Exchange 認証スキームではシャドウ審査(Shadow Assessment)と呼ばれている)
- インタビュー(関係者に対する面談形式の聞き取り審査)
- 予告なし訪問(臨時審査において適用する場合があります)
- 遠隔審査

#### 15. 審査に関すること

##### 15.1 申請 (ISO/IEC 17011:2017 7.2)

IAJapan は申請機関に対し、法人の代表権をもつ者が公式に申請すること、並びに申請機関が認定要求事項への対応状況を実証していることを示すために必要な全ての情報を提供することを求めています。また、初回申請を受け付けるにあたり、申請機関は認定の一般要求事項(PCR21)の遵守や審査の実施のために必要な協力、手数料の支払い等に係る事項を含む「誓約書」の提出と、認定業務を行う上で知り得た情報の機密性に配慮して取り扱うことなどを記載した「機密保持に関する合意書」の提出をする必要があります。その他、申請に際し必要となる手続きの詳細は認定の手引き(PCR22)(以下「認定の手引き(PCR22)」といいます。)に定めています。

なお、申請から申請の受理を行うまでの間に、申請機関による不正行為の証拠が存在することが確認された場合、申請機関が虚偽の情報を意図的に提供したことが確認された場合、又は申請機関が情報を隠蔽したことが発覚した場合、IAJapan は申請を却下することがあります。また、そのような場合、IAJapan は却下をした日から 2 年間は、同一法人による申請を受け付けないこととします。

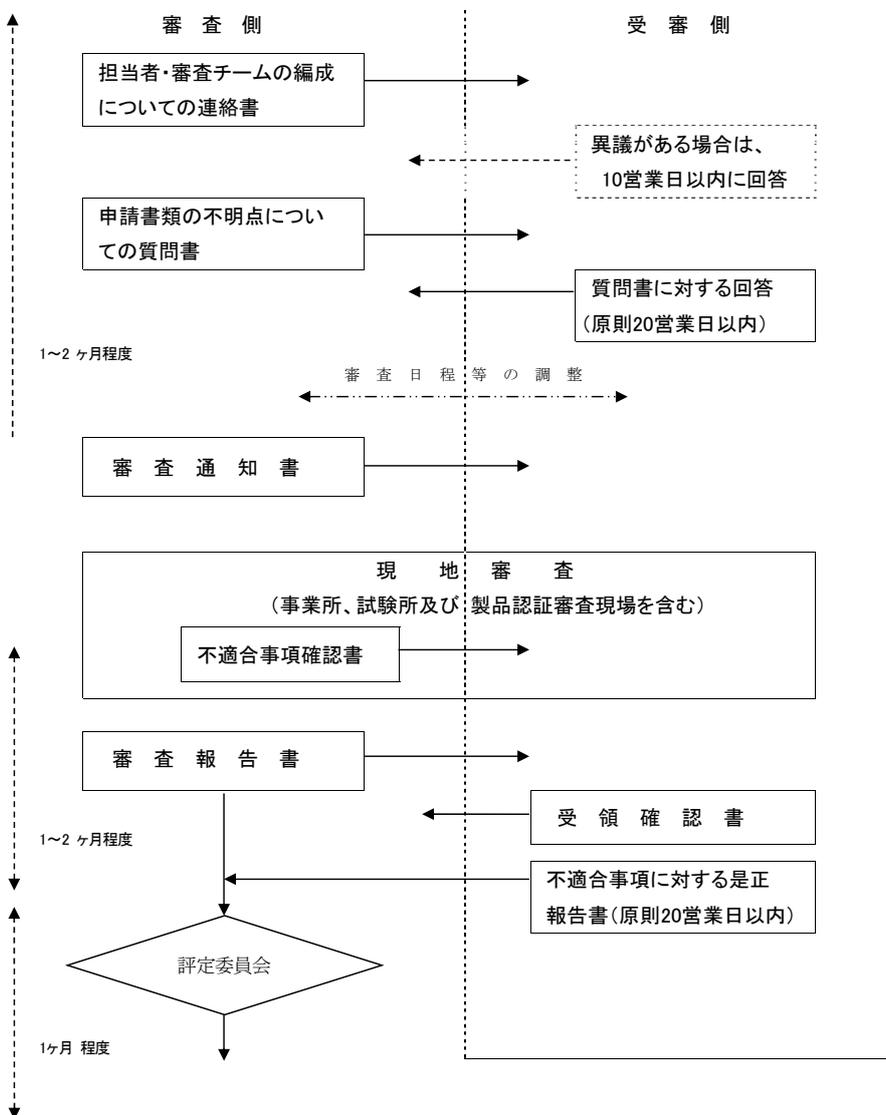
##### 15.2 申請のレビュー (ISO/IEC 17011:2017 7.3)

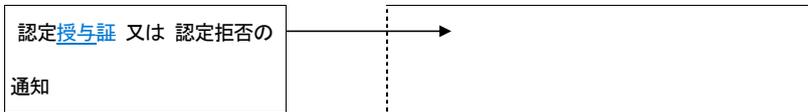
IAJapan は申請機関から申請書類を受領後、書類の内容をレビューし、認定活動を提供することが可能と判断した場合に認定の申請を受理します。レビューの結果、IAJapan が提供できる認定活

動の範囲を超える場合にはその理由を申請機関に明示した上で申請を受け付けない場合があります。

15.3 審査プロセス (ISO/IEC 17011:2017 7.2 ~ 7.7)

審査プロセスは以下のフローに従って行います。手続きの詳細は認定の手引き(PCRP22)に定めます。





#### 15.4 審査チームの編成 (ISO/IEC 17011:2017 7.4.1 及び 7.4.2)

申請受付後、IAJapan は、Textile Exchange の ACP で規定された認定機関の審査員の力量要件を考慮しつつ、IAJapan 職員、審査員等の力量、職歴、利害関係を確認し、審査チームを編成します。

審査チームを編成後、IAJapan は申請機関等に対して審査員等についての利害対立による異議又は技術的な理由に基づく異議の有無について 10 日間の期限を設けて確認し、必要に応じてチームを変更するなどの対処をします。

IAJapan は、審査チームに編成された審査員のうち 1 名を審査チームリーダーに指名します。

IAJapan は、申請範囲又は認定範囲の審査の種類に応じた必要人数の審査員等により審査チームを編成します。その際、申請範囲又は認定範囲と審査員の技術専門性などを考慮し、円滑な審査の実施のために IAJapan が必要と判断した場合には、審査チームに必要な人数の技術専門家を加えることがあります。

認定機関の要員の教育・訓練を目的として、審査チームにオブザーバーを加えることがありますので、特別な事情が無い限り、受け入れにご協力ください。

#### 15.5 審査員及び技術専門家の役割 (ISO/IEC 17011:2017 7.4.3)

審査員は、認定の一般要求事項(PCRP21)、製品認証スキームからの要求事項等の基準に基づく審査の全般を担当します。技術専門家は、申請又は認定された範囲の適合性評価業務の技術能力について認定機関及び審査員に対して助言を行います。

審査員及び技術専門家(以下「審査員等」といいます。 )は、申請機関等に対して、助言、コンサルティングを提供することは禁止されています。

ただし、審査の付加価値を高めるために、審査中に明らかとなった改善の機会について、固有の解決策の提示を含まない、審査中に明らかになった改善の機会の明示をすることは ISO/IEC 17011 ではコンサルティングとは見なされていません。

#### 15.6 守秘義務 (ISO/IEC 17011:2017 8.1.1)

IAJapan は、IAJapan 職員、審査員等に対して、機密保持を含む誓約事項として、「IAJapan 審査員・技術専門家服務要領(URP01S04)」を遵守することを求めています。IAJapan 職員、審査員等が審査中に知り得た情報を外部に漏洩させること、利害関係者の審査をすることなどは禁じられています。

#### 15.7 認証スキームオーナーへの通知(ACP C4.4.7)

IAJapan は、審査開始前に Textile Exchange に審査の計画を通知します。この際、Textile Exchange から当該審査に係る情報提供があった場合、これらの情報も考慮しつつ、審査を進めま

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

す。

#### 15.8 申請書類のレビュー (ISO/IEC 17011:2017 7.5.1 及び 7.5.2 並びに ACP C4.5.2)

審査チームは申請機関から提供された全ての申請書類をレビューし、不明点について質問書／回答書等で現地審査の実施前に確認を行います。特に新規又は再認定の場合は、Accreditation and Certification Procedures for Textile Exchange Standards 2.0 に基づいて、リスク評価手順及びリスク評価の記録の確認も併せて行います。これらの確認は申請書及び申請書類の受付後、1か月以内に行います(その後、さらに追加で確認することもあります)。

審査チームによるレビューの結果として、マネジメントシステムの大幅な再構築の必要性が判明した場合など、IAJapan は現地審査以降のプロセスに進まないことを決定する場合があります。

#### 15.9 審査員数及び現地審査日数 (ISO/IEC 17011:2017 7.4.4 ~ 7.4.7)

審査員数及び現地審査日数は、IAJapan が別途定める認定審査のサンプリング方針及び認定の授与後に ASNITE 製品認証機関ごとに作成する審査プログラムに基づいて申請時に見積もります。

審査員数及び現地審査日数を見積もる上での基本的な考え方は以下のとおりとします。ただし、活動内容を考慮し、現地での確認を行わなくとも認定結果に影響を与えるリスクが低いと判断した場合※には現地審査の一部を省略することがあります。[ ]内には一般的な審査で必要となる審査員数及び審査日数を示してありますが、認証活動の範囲や専門性等を考慮した上で増減することがあります。IAJapan は審査日程及び計画を申請機関の合意の下で決定し、現地審査スケジュール表により通知します。

※例えば、評価活動を行う試験所が当該試験方法で ISO/IEC 17025 の認定を取得している場合などが該当します。

- (a) 申請機関の事業所の審査 [1 名以上、2 日間／1 事業所]
  - ・認証活動に関わっている全ての事業所に対して現地審査を行います。
  - ・書類審査、記録審査、インタビューを基本とします。
- (b) 評価活動を行う内部資源の審査 [1 名以上、2 日間／1 内部資源]
  - ・申請機関が試験所などの内部資源を自ら保有している場合、評価活動を行う全ての内部資源に対して現地審査を行います。
  - ・書類審査、記録審査、インタビュー、模擬試験、PT/ILC のレビューを基本とします。
- (c) 評価活動を行う外部資源の審査 [2 名以上、日数は申請機関の計画に基づく]
  - ・申請機関が製品試験等を外部資源に委託している場合、申請機関の外部資源の評価能力を確認するために、外部資源を評価する活動の立会審査を行います。
  - ・書類審査、記録審査、立会審査、インタビューを基本とします。
- (d) 認証活動の立会審査 [2 名以上、日数は申請機関の計画に基づく]
  - ・申請機関が行う評価活動に、製品の製造場所における品質管理体制の審査等が含まれる場合、審査活動の適切性を評価するために立会審査を行います。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

・書類審査、記録審査、立会審査、インタビューを基本とします。

(参考) 初回/認定維持/再審査の現地審査における、認証活動のサンプリング方針(※1)

(ISO/IEC 17011:2017 7.4.4 及び 7.6.1 ACP C4.6.4 及び 4.6.5)

・現地/遠隔審査における、認証活動のサンプリング方針(※1)

認証活動の種類	適用する審査技法	現地審査実施場所	現地審査日数(※2)	審査の実施頻度	実施頻度の設定理由
認証機関運営	書類/記録審査(※3) インタビュー	申請機関等の事業所(※4)	1~3日間 /各事業所	毎回(少なくとも2年に1回は現地審査)(※5)	認定範囲を代表する活動のため毎回実施。少なくとも認証スキームで毎年確認が求められている内容(※3)は現地又は遠隔により確認する
評価活動 (内部資源※6) <認証対象> ①GRS 監査 ②OCS 監査、RCS 監査 ③RDS サプライチェーン監査、RWS サプライチェーン監査  <監査の種類> ①グループ認証の internal control system (ICS)監査 ②グループメンバーのサンプルの監査 ③通常の監査	立会審査(※7) インタビュー	認証申請者	1日間 /認証申請者	2年に1回(※8) <認証対象>に基づいて①②③の優先度で選択する。 また<監査の種類>の観点で選択できる場合は①②③の優先度で考慮する	認定範囲を代表する活動のため毎回実施。 <認証対象>について①→③の順に認定対象範囲を代表する活動項目が減少するため、立会審査する場合には、認定範囲を代表する活動の範囲がより広い活動を優先的に確認する。 <監査の種類>についてグループ認証は特別な要求事項が設定されているため、グループ認証案件がある場合は優先的に確認する

(※1) 追加審査/臨時審査の現地審査では対象となる活動のみを審査する。遠隔審査の場合は基本的には認証機関運営のみ審査する。

(※2) 現地審査日数は移動日を除いた標準的な日数を示したものであり、審査対象活動の内容によって変更する。また、立会審査は認証機関が立案する計画に基づくため、所用日数が変更となる場合がある。

(※3) 毎回少なくとも以下の a-g についての内容を確認すること。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

- (a) (新たな事務所が発生した場合)新たな事業所に関するマネジメントシステム文書及びそれに伴う認証プロセス手順文書の変更の適切性
- (b) 以下のリスク要因を有する外部委託先に関するマネジメントシステムの適切性
  - i. 新規外部委託先
  - ii. 監査及び依頼者の採用又は運営管理の両方に責任を負う外部委託先
  - iii. 「腐敗認識指数」が 50 より下位の国に所在する外部委託先
- (c) 各規格について業務を実施する認証機関の新規要員の力量(資格及び訓練記録、監査記録の検証を通じてレビューを実施)
- (d) 前回の審査での指摘事項に対する是正処置に関する記録
- (e) 各規格について認証された組織を追跡するための手順の適切性
- (f) 各規格について認証及び取り消された組織及びサイトに関する記録(Textile Exchange から提供されたデータとの整合性を確認)
- (g) 各規格について以下の表に従った案件数の認証プロセスの記録を確認すること。また一時停止又は取消された認証の記録と認証の不決定又はペンディング中の記録があればその記録も確認すること。

(Accreditation and Certification Procedures for Textile Exchange Standards 2.0 より抜粋)

有効な範囲証明書数	確認すべき認証プロセスの案件数
5 未満	全て
5 以上 100 以下	5 案件(少なくとも 3 件の範囲証明書を含めること。)
101 以上 500 以下	10 案件(少なくとも 5 件の範囲証明書を含めること。)
501 以上 1000 以下	15 案件(少なくとも 8 件の範囲証明書を含めること。)
1001 以上	20 案件(少なくとも 10 件の範囲証明書を含めること。)

- (※4) 事業所が複数ある場合、初回では少なくとも主要な事務所の 20%以上を対象に現地審査する(リスクを踏まえて選定)。
- (※5) 初回/再審査では全項目、認定維持審査では重点項目を審査する。
- (※6) Textile Exchange 認証スキームでは、該当する規格について ISO/IEC 17065 の認定を取得している機関にしか外部委託できないため、外部委託先の評価活動は基本的には審査対象としない(認証機関運営に関する審査で、適切に外部委託が実施されているかを確認する)
- (※7) Textile Exchange 認証スキームでは、立会審査はシャドウ審査(Shadow assessment)と呼ばれている。
- (※8) 立会審査は原則、遠隔審査ではなく現地での認証活動に立会う。

#### 15. 10 現地審査の実施 (ISO/IEC 17011:2017 7.6.2 ~ 7.6.6)

審査チームは審査計画及び審査範囲の確認を含む初回会合をもって審査を開始し、審査前及び審査中に収集した全ての情報及び客観的情報を基に認定要求事項への適合性を判断します。審

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

査終了時の最終会合では、審査チームは審査中に明らかとなった所見及び不適合事項の報告を  
書面により行います。

15. 11 審査結果の通知及び不適合事項に対する是正処置の要求 (ISO/IEC 17011:2017 7.6.8)

現地審査終了後、IAJapan は審査結果に関する報告書を申請機関に通知します。現地審査で不  
適合事項が特定されている場合、IAJapan は申請機関に対し、不適合事項の原因の分析及び不  
適合事項を解決するための具体的な処置(応急処置、是正処置、再発防止処置)、執られた処置の効  
果の確認結果(方法)について、書面による報告を求めます。

15. 12 審査結果のレビューの実施及び認定の決定者 (ISO/IEC 17011:2017 7.7 及び ACP C4.7.8)

審査結果のレビュー及び認定の決定のための審議は、原則、製品認証機関評定委員会で行い  
ます。申請機関は IAJapan から認定を授与されるにあたり、IAJapan と「認定契約書」を締結しな  
ければなりません。ただし、申請機関は「認定契約書」締結前に、Textile Exchange との間での契約を  
締結しなければなりません。

15. 13 認定の授与の承認者 (ISO/IEC 17011:2017 7.7)

認定の授与に係る承認は IAJapan のトップマネジメント (IAJapan 所長)が行います。

15. 14 認定事業者への準用

ASNITE 製品認証機関が認定維持審査、再審査、追加審査のために申請を行う場合、「申請機  
関」を「ASNITE 製品認証機関」に読み替え、15. 1～15. 13 の規定を準用します。また、臨時審査も  
15. 1～15. 13 の基本的な手順等を準用しますが、審査の目的に応じて一部の手続きを変更する  
場合があります。

16. 認定通知の方法及び認定情報の公表 (ISO/IEC 17011:2017 7.8 及び ACP C4.8.4)

[認定事業者の ASNITE 製品認証機関には、「認定証」を交付します。認定証に記載する事項は  
以下のとおりとし、同様の内容を含む認定情報を IAJapan Web サイトで公表するとともに、Textile  
Exchange に情報共有します。認定情報の記載事項は以下のとおりです。](#)

【認定情報証記載事項】

- a) [認定機関の識別\(「独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター」又は「IAJapan」\)  
及び認定機関のロゴ](#)
- b) [認定された適合性評価機関の名称、及び\(適合性評価機関が法人の一部である場合\)法  
人の名称](#)
- c) [認定範囲 \(【例】認定区分:XX 認証、製品:YY 製品、規格:ISO xxxxx\)](#)
- d) [認定された適合性評価機関の所在地\(所在地が複数ある場合であり、かつ、それぞれの所  
在地で異なる製品認証が実施される場合には、所在地ごとの認定された製品認証活動\)](#)
- e) [認定された適合性評価機関の固有の認定の識別](#)
- f) [認定発効日、認定の有効期限、初回認定発効日及び最新交付日](#)

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

g) 適合性の表明、及び適合性評価の審査に使用した版又は改正を含む規格及び／又は他の基準文書への参照

(a) IAF MLA マーク及びIAJapanのロゴの組み合わせマーク

(b) 「認定証」である旨の表記

(c) (初回)認定発効日及び該当する場合は認定の有効期限

(d) 認定識別

(e) 認定された適合性評価機関の名称、法人の名称、適合性評価機関の場所及びそれぞれの場所で開催される適合性評価活動

(f) 所長名及び印、又は署名並びに認定機関の識別

(g) 認定範囲(認証の種類、認証スキーム、規格・基準文書、等)

(h) 適合性の表明、及び認定の審査基準又は規格(版又は改訂を含む。)

(i) その他必要な事項(文書番号など)

17. 認定シンボルのライセンス付与に関する事項 (ISO/IEC 17011:2017 4.3)

認定シンボルのライセンス付与に関する事項は、認定の一般要求事項(PCRP21)及び認定の手引き(PCRP22)に定め、IAJapan Web サイトで公表しています。

18. 手数料に関すること (ISO/IEC 17011:2017 8.2.1 b) 3)

申請機関による審査手数料の支払いは、申請受理後に発行される IAJapan からの請求書に基づきお支払いいただきます。手続きの詳細は認定の手引き(PCRP22)に定め、IAJapan Web サイトで公表しています。

なお、認定手数料は、「認定業務に係る手数料規程」に定め、IAJapan Web サイトで公表しています。

19. 苦情及び異議申立て (ISO/IEC 17011:2017 7.12 及び 7.13)

認定に係る異議申立ての方法は、認定の手引き(PCRP22)に定め、IAJapan Web サイトで公表しています。

20. 認定の一時停止、取り消し (ISO/IEC 17011:2017 7.11)

認定の一時停止、縮小、取り消しについては、認定の一般要求事項(PCRP21)に定め、IAJapan Web サイトで公表しています。

IAJapan は、認定の縮小、一時停止又は取消しを行った場合は、IAJapan Web サイトで公表します。

21. 認証スキームオーナーによる確認 (ACP C1.2.7)

Textile Exchange 又は Textile Exchange が指名した者によって shadow assessment (認定審査結果の書類確認や認証機関への審査への立合等)が実施されることがあり、この際に不適合事項が発見された場合 IAJapan は必要な対応を行います。

## 22. 認定活動状況の認証スキームオーナーへの報告(ACP C1.2.2 及び C1.2.8)

IAJapan は認証スキームが定める以下の事項を記載した年次報告を毎年 Textile Exchange に提出します。

- (a) 認定に関わるすべての決定に関する概要
- (b) 審査の時期及び場所
- (c) 「IAF MD 12:2016」に従って収集した情報
- (d) 国際相互承認取決の評価に関する報告事項
- (e) 「審査員」が受けた初回及び継続中の訓練及び力量評価に関する記録(校正を含む。)
- (f) 苦情及び関係者によるフィードバックの概要
- (g) 認定機関における、Textile Exchange の認定プログラムに関する状況及び最新情報
- (h) プログラムの改善できそうな点
- (i) その他の関連する問題

### 附則

1. 本文書は、2020 年 7 月 31 日から適用する。

### [附則](#)

1. [本文書は、2021 年 XX 月 XX 日から適用します。](#)